

監査委員公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月15日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

監査委員公印規程の一部を改正する訓令

監査委員公印規程（平成7年岩手県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>規程</u>は、監査委員事務局における公印に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、<u>当該行政文書に係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする</u>。</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第6条 公印の印影を印刷しようとするときは、監査第一課総括課長に合議しなければならない。</p> <p>(公印の調製等)</p> <p>第7条 監査第一課総括課長は、公印の<u>調製</u>又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この<u>訓令</u>は、監査委員事務局における公印の<u>管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書（以下「行政文書」という。）及び決裁を完了した<u>回議案</u>（以下「原議」という。）を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、行政文書と<u>原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする</u>。</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第6条 公印の印影を印刷しようとするときは、監査第一課総括課長の<u>承認を受けなければならない</u>。</p> <p>(公印の調製等)</p> <p>第7条 監査第一課総括課長は、公印を<u>調製し、</u>又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。